

シナリオ使用マニュアル

第1 事案の概要

1 登場人物

大田三郎 原告，星ホース株式会社代表取締役

山下秀夫 被告，牧場経営者

藤島和夫 調教師，過去**大田**の競走馬を預かっていたことがある。

森田新次 **山下**の牧場と近くの牧場経営者，**山下**と**シルバーターフ**を共同して購入

2 登場する馬

シルバーターフ 原告会社の保有していたもと競争馬で，7歳となった段階で被告に種馬として売買された。競走馬（4歳）であった当時，関西，関東のアラブ4歳馬重賞レースで優勝。

ダイアンアロウ 関西，関東のアラブ4歳馬重賞レースで優勝した競走馬。このような馬は**シルバーターフ**を含めて過去4頭しかいない。

ホワイトスター **大田**の保有する競走馬で，**シルバーターフ**より後に種馬として売却された。

3 時系列

平成14年11月14日 原告会社・被告**山下** 本件売買契約締結
売買目的物 **シルバーターフ**号
売買代金 1,600万円（原告主張）と800万円（被告主張）と争いあり

平成14年11月16日 被告は，保険金額800万円，保険料8万円の運送保険を付保（手続は，原告が代行）

平成14年11月20日 **山下**は，原告会社に808万円を振り込み送金

平成14年11月20日頃 **シルバースター**が血統書とともに**山下**の牧場に届く。

平成15年5-6月頃 **大田**は**山下**に残金800万円の請求（原告主張）

大田三郎の事情

私は、平成元年4年1日に競走馬を保有して出走させることを目的とする星ホース株式会社を設立し、代表取締役をして今日に至っています。

平成14年11月14日、もともと競走馬であったシルバーターフを種馬として山下秀夫さんに1600万円で売ったのですが、山下さんが800万円しか支払わないため、この事件となりました。

1 シルバーターフについて

シルバーターフは、父、母馬ともアラブ種の牡のアラブ馬（平成14年11月当時7歳位）です。そして、園田競馬場と大井競馬場の東西のアラブ4歳馬のチャンピオンレースで優勝した実績があります。このような実績があるのは、シルバーターフと有名なダイアンアロウなどを含めたったの4頭のみです。ちなみに、ダイアンアロウは種馬として1億円で売られています。また、シルバーターフよりも実績が劣るアラブ馬ホワイトスターでさえ、私自身が種馬として2600万円で売ったことがあります。そのことからしても、シルバーターフの価格が1600万円というのは決して高くありません。売買する当時、シルバーターフは故障していません。7歳となり、脚力も衰えてきたため競走馬としては引退させたのです。

2 契約及び契約書について

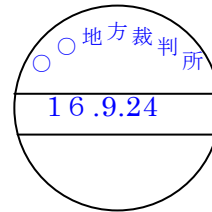
本件契約の契約書として、代金額が800万円の契約書とそれが1600万円の契約書がありますが、もちろん、真実の契約書は1600万円の契約書です。800万円の契約書は代金の半額を裏金として取得するため税金対策上作成したものです。

最終的に契約が成立したのは、平成14年11月14日に私の会社の事務所ににおいてです。初め、山下さんは「幾らにしてくれるのか。」と私に聞いたので、私は「幾ら持っているのか。」と尋ねたのです。そうすると山下さんは「値段は売主の方から言ってくれ。」と言うので、私は「2000万円だ。」と答えたのです。山下さんはその金額は高いと言うので、値段を200万円単位で2回下げました。

収入
印紙

(4万7600円)

訴状



平成16年9月24日

〇〇地方裁判所〇〇支部 御中

原告訴訟代理人弁護士 甲野太郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 福山市柏町856番地の1
原告 星ホース株式会社
右代表者代表取締役 大田三郎

〒〇〇〇-〇〇〇〇 福山市上町263番地の二
〇〇法律事務所 (送達場所)

原告訴訟代理人弁護士 甲野太郎

電話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

〒〇〇〇-〇〇〇〇 北海道浦河郡松戸町字大宮374番地
被告 山下秀夫

売買代金請求事件

訴訟物の価格 金800万円

貼用印紙額 金4万7600円

第1 請求の趣旨

1 被告は、原告に対し、金800万円及びこれに対する平成14年11月21日から支払済みまでの年5分の割合による金員を支払え。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

事件の表示 平成 16年 (ワ) 第 321 号

第3号様式 (書証目録)

(甲 号証) 書 証 目 録 (原 告 提 出 分)						
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。)						
番号	提 出		陳 述			備 考
	期 日	標 目 等	期 日	成 立	成立の争いについての主張	
1	第 1 回 <input checked="" type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	売買契約書	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
2	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input checked="" type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	売買契約書	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
3	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input checked="" type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備	雑誌「種牡馬特集号」	第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			
	第 1 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備		第 回 <input type="checkbox"/> 弁 論 <input type="checkbox"/> 準備的弁論 <input type="checkbox"/> 弁論準備			

(注) 該当する事項の□にレを付する。

印 紙

売買契約書

買主 シンジケート シルバートーフ会 (以下甲という) と売主 星ホース株式会社

(以下乙という) との間に馬の売買に関し次のとおり契約を締結した。

(売買物件)

第1条 売買物件は次のとおりとする。

馬名	品種	性	毛色	生年月日	血統	摘要
シルバートーフ	アア	牡	青	5.4.3	父 トモスビック 母 ゴールデンクイン	

(売買価格)

第2条 前条の馬の売買代金を一金 16,000,000 円也とする。

(代金の支払方法)

第3条 前条の売買代金の支払方法はつぎによるものとする。

第1回 金 16,000,000 円也 平成 14 年 11 月 20 日

第2回 金 _____ 円也 年 月 日

第3回 金 _____ 円也 年 月 日

(引渡しの時期及び場所)

第4条 引渡しの時期は平成 14 年 11 月 20 日 迄とし、引渡しの場所は

福山競馬場 とする。

(引渡し後の責任)

第5条 乙は前条の指定場所に於いて引取責任者の検査を受けた後に引渡しするものとする。

引取後の事故に因り傷害を被りそれが原因で廃用、斃死となるも甲はその損害の填補を乙に負わすことができない。

(育成期間及び飼育料)

第6条 馬の育成期間及び飼育料は両者協議の上これを定め飼育料の支払の必要ある場合は甲が乙に支払われるものとする。

1) 飼育期間 自昭和 年 月 日 _____ 日間
至昭和 年 月 日 _____ 日間

2) 飼育料 当才時1ヶ月 _____ 円
2才時1ヶ月 _____ 円
3才時1ヶ月 _____ 円

(事故等の報告)

第7条 乙は該馬を引渡しまでの間、善良な管理を行い疾病、事故等（悪

大田三郎の調書

原告代理人

- 1 あなたは、現在、原告会社の代表者ですか。
そうです。
- 2 原告会社はいつ設立されたのですか。
平成2年です。設立当初から、私が代表取締役です。
- 3 原告会社は、どういう目的で設立されたのですか。
競走馬を購入し、それを走らせる、趣味と実益を兼ねたようなものです。
- 4 原告会社は、現在のところ、何頭の馬を所有していますか。
現在は、47頭です。
- 5 あなた自身は、今まで競走馬の売買の経験はどのくらいありますか。
売買をやり出して、24～25年になりますから、数百頭になります。
- 6 自分の所有する馬を種馬として他人に売ったことは何回ですか。
本件を含めて3回です。
- 7 他の2件は本件のように紛争が生じたか。
いいえ。
- 8 シルバーターフ号の買主である山下秀夫さんを、あなたは売買が決まる前からの知り合いでしたか。
いいえ。
- 9 本件売買はだれの仲介で成立したのですか。
金沢競馬場で調教師をしている藤島さんの仲介です。藤島さんは本件の契約書に仲介人としてサインをしてもらっています。
- 10 藤島さんは、あなたと山下さんと双方を知っていたのですか。
私との面識は少しでしたが、山下さん側とはじっこの間柄でした。
- 11 甲第1号証、甲第2号証の契約書は両方とも平成14年11月14日付けで作成されていますが、この日に売買契約は成立したのですか。
そうです。その契約した場所は私の会社の事務所で、山下さんと会ったのはその日が初めてでした。

平成 16 年（ワ）第 321 号 売買代金請求事件

判 決

福山市柏町 856 番地の 1

原 告 星ホース株式会社
右代表者代表取締役 大 田 三 郎
右訴訟代理人弁護士 甲 野 太 郎

北海道浦河郡松戸町字大宮 374 番地

被 告 山 下 秀 夫
右訴訟代理人弁護士 乙 野 次 郎

主 文

原告の請求を棄却する。
訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第 1 当事者の求めた裁判

1 原告

被告は原告に対し、800 万円及びこれに対する平成 14 年 11 月 21 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

この判決は仮に執行することができる。

提出フロー



別表 7

教材コンテンツ利用条件

記入日 2007年 3月 1日

記入者所属・氏名	名古屋大学・菅原郁夫
教材名	民事模擬裁判シナリオ②（売買代金請求事件）
教材ファイル名	「0シナリオ使用マニュアル」他、計27点

著作権者

住所・氏名①	名古屋市千種区不老町・名古屋大学
住所・氏名②	
住所・氏名③	

利用条件（□にチェックしてください）

変更の可否	<input type="checkbox"/> 制限なし <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部可（ ※下記参照 ）
複写条件	<input type="checkbox"/> 無し <input checked="" type="checkbox"/> 有り（ 複写不可 ）
利用後の回収	<input type="checkbox"/> 不要 <input checked="" type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 一部必要（ ）
その他利用条件	本教材の変更は、日付等の年月日と人名・地名等の固有名詞についてのみ認める。なお、変更可能な箇所については、文字の色を変えて指摘してある。（人名＝赤字、その他＝青字）

本教材に関する問い合わせ先

氏名	菅原郁夫
連絡先	名古屋市千種区不老町 名古屋大学大学院法学研究科

----- 受付先記入事項 -----

受付年月日（ 2007年 3月 1日 ） 担当者名（ 長田 ）